

蜂群の点検（内検）記録

飼育者名： _____ 蜂場（飼育場所）： _____ 年： _____

点検日	巣箱番号	女王蜂（確認・産卵・王台）	蜂の量（巣板の枚数）	蜂児の様子	貯蜜・花粉	病気・ダニ・スズメバチ	作業（給餌・増枠・分割など）	採蜜（枚数・量）	次にすること	点検者

- 巣箱ごとに1行書きます。点検のたびに同じ見方（巣板の枚数・蜂児・貯蜜）で書くと、群の勢いの変化がわかります。
- 蜂児が糸を引くように死んでいるなど、ふそ病を疑う症状を見つけたら、近くの家畜保健衛生所に連絡してください。ふそ病は家畜伝染病予防法の法定伝染病、バロア症（ダニ）は届出伝染病です。
- 薬を使ったら「投薬の記録」シートに書き、採蜜はその薬の使用禁止期間が過ぎてから行います。
- 記入例の人名は架空のものです。

蜜蜂飼育届の下書き（毎年1月31日まで）

届出年： _____ 氏名又は名称： _____ 住所： _____ 電話番号（常に連絡がとれる番号）： _____

区分	飼育場所（番地・号、必要なら緯度経度）	蜂群数	うち日本蜜蜂	飼育期間（から）	飼育期間（まで）	周辺の飼育者との配置調整・メモ
1月1日現在の飼育状況						
1月1日現在の飼育状況						
その年の飼育計画（最大計画蜂群数）				1月1日		
その年の飼育計画（最大計画蜂群数）						
その年の飼育計画（最大計画蜂群数）						

- 実際の届出は、住所地の都道府県の様式で、毎年1月31日までに提出します。この下書きは、国の通知の様式例に出てくる項目（1月1日現在の飼育場所と蜂群数、その年の飼育場所・最大計画蜂群数・飼育期間）を書き出しておくためのものです。
- 1月1日に飼っていない場合は、飼育蜂群数を0とし、その年に予定する最大の蜂群数を書きます。届け出た内容が変わったときは、変更があった日から1か月以内に変更届を出します。

蜂群数の増減と移動の記録

飼育者名：_____ 年：_____

年月日	できごと（分割・分蜂・合同・購入・譲渡・貸出し・消滅・移動）	巣箱番号	増えた群数	減った群数	相手先・移動先の場所	届出への影響（変更届・転飼許可）	記録者
例 2026/5/3	分割	2→2・6	1			届出の最大計画蜂群数以内	山田

• 飼育場所や蜂群数が届け出た内容から変わったときは、変更届が必要です。ほかの都道府県へ蜂群を移して飼う（転飼する）場合は、あらかじめ移し先の都道府県知事の許可が必要です（養蜂業者）。

ミノリス（minorisu.com）の無料テンプレート

蜂群への動物用医薬品の使用の記録

飼育者名：_____ 年：_____

使用を始めた日	使用を終えた日	蜂場・巣箱番号	群数	医薬品の名称	用法・用量	採蜜してよい日（添付文書で確認）	指示書・購入先	使用者
例 2026/10/1	2026/11/5	北の蜂場・1～6	6	〇〇（殺ダニ剤）	添付文書どおり巣箱内に懸垂	採蜜期は使わない	〇〇動物薬品店	山田

- 蜜蜂用の医薬品にも使用基準があり、採蜜している群には使えないものや、使用後に一定期間採蜜できないものがあります。必ず容器・添付文書で確かめてください。
- 使用規制の対象の医薬品を使ったら、名称・用法用量・使用した日・場所・対象の群数・採蜜してよい日を帳簿に書くよう努めることが、省令で定められています。記入例の医薬品名は架空のものです。